

## インフルエンザ等学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校においては、児童生徒が感染症にかかった場合、学校保健安全法第 19 条の規定により、出席停止の措置をとることができます。

次にあげる感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、家庭や施設でゆっくり休養するとともに、感染予防のため友人等との接触を避けてください。出席停止期間中の日数については、「出席すべき日数」から差し引かれます。

再登校時に、連絡帳に貼付してある「登校許可届」（本校ホームページからのダウンロード可能）に保護者が記入・押印してください。病院で発行された「治癒証明書」等の提出でもかまいません。

### 【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間】

第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，南米出血熱，痘そう，パスト， マールブルグ病， ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群，鳥インフルエンザH5N1	治癒するまで  新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後，3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後，2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス，その他の感染症	

### \* 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。例えば「解熱した後2日を経過するまで」の場合は，次のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日（解熱後1日目）→ 水曜日（解熱後2日目）  
→（この間発熱がない場合）→ 木曜日から出席可能

ただし，結核と髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症の出席停止期間については病状により，医師が感染のおそれがないと判断した時は，この限りではない。

登校許可届

広島県立呉特別支援学校長 様

部 年 組

児童生徒氏名

学校において予防すべき感染症に罹患し、令和 年  
月 日から出席停止となっていましたが、令和 年  
月 日以降集団生活ができる状態になったことを主治  
医により認められましたので、登校します。

病 名

診断を受けた  
医療機関名

令和 年 月 日

保護者氏名 印